

制度検討を進めていく上での基本的な考え方

我が国は、地球全体における温室効果ガスの排出の量の削減に貢献するとともに、国際社会の中で率先して、温室効果ガスの排出の量をできる限り削減し、吸収作用を保全・強化でき、かつ、地球温暖化に適応できる社会を実現するため、温室効果ガスの排出の量の削減に関する中長期的な目標を定め、経済の成長、雇用の安定、エネルギーの安定的な供給の確保を図りつつ地球温暖化対策を推進することとしている。

また、上記のような社会の構築を旨として、地球温暖化対策を進める際には、

- ・ 新たな生活様式の確立等を通じて、経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出削減ができる社会を構築すること
- ・ 国際的協調の下で積極的に推進すること
- ・ 地球温暖化の防止等に資する技術の研究開発とその成果の普及を図ること
- ・ 地球温暖化の防止等に資する産業の発展、就業の機会の増大と雇用の安定を図ること
- ・ エネルギーの安定的な供給の確保を図ること
- ・ 経済活動・国民生活に及ぼす効果・影響についての理解を得ること

などが重要である。

こうした考え方に立ち、我が国の意欲的な中長期目標を実現していくためには、温室効果ガスの排出量を確実かつ効率的に削減する仕組みが必要である。

これを排出源ごとに考えた場合、大規模な工場やビルなどは、小口の排出源と比較して排出量が圧倒的に大きく排出量の削減の着実な実施が必要であるとともに、事業者による排出削減対策が効果的に講じやすい、行政にとっても効果的に対策を実施しやすいという特徴がある。

こうした排出源においては、これまで業界ごとの独自ルールに基づく自主的な目標・取組をまとめた「自主行動計画」が、京都議定書の目標達成のため一定の役割を果たしてきたが、今後、我が国として中長期的な排出削減を確実に実現するために社会のすべての主体に相応の取組を要請せざるを得ないことに鑑みれば、その削減の要請には、より透明かつ公平なルールの下で各事業者の排出削減を促し、排出量の削減を担保する仕組みが必要である。

国内排出量取引制度は、温室効果ガスの排出の量の削減が着実に実施されるようにするため、大口排出源の温室効果ガス排出量に排出枠を設定し、排出量の削減を担保するための制度であり、柔軟な義務履行を可能とする観点から排

出枠の取引等を義務履行の選択肢として認めるものである。これにより、世界トップレベルの環境技術の開発・普及が促進されることや、あわせて、炭素に価格がつくことによる追加的な排出削減努力へのインセンティブにもつながることが期待される。

以上のように、地球温暖化対策の目的・基本原則を前提とし、中長期目標の達成に向けて、国内排出量取引制度が持つ役割を発揮できるよう、制度検討のための各論点を検討する上での視点を以下のように整理した。

① 総量削減が担保できること

- ・国内の温室効果ガス排出量の着実な削減が担保できるものであること。
- ・地球規模で見て排出増をもたらすものとならないよう配慮するものであること（炭素リーケージの防止）。

② 効率的な削減を促すこと

- ・制度対象者における効率的な排出削減を推進しつつ、我が国の優れた技術・製品の開発・国内外での普及を促進し、社会全体の費用を効率化するものであること。

③ 公平性が確保できること

- ・過去の削減努力も反映でき、制度対象者間で公平であるとともに、温室効果ガスを排出する責任を踏まえ、制度対象者と非制度対象者間でも公平なルールであること。

④ 透明性が確保できること

- ・恣意性を排除し、客観的で明確なルールであること。

⑤ 社会的に受容可能なものであること

- ・経済の成長、雇用の安定、エネルギーの安定的な供給の確保も図られるものであること。
- ・制度対象者における経済的なコスト負担が著しく大きくならないこと。
- ・我が国企業と海外企業との間で、国際競争力を損なうものとならないこと。
- ・マネーゲーム（過度の投機等）による市場の混乱を招かないものであること。

⑥ 複雑な手続を要せず、分かりやすい制度であること

- ・行政コストが低く抑えられ、制度対象者にとっても分かりやすい制度であること。